

令和4年3月16日

受注者の皆様

技術監理局検査課長 石田 哲也
環境局産業廃棄物対策課 川崎 俊明

建設工事に伴って発生する産業廃棄物の適正な処理について
(注意喚起)

平素より、本市公共事業に御理解、御協力いただきお礼申し上げます。

さて、建設工事に伴って発生する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)を遵守し、適正に処理していただくところ、竣工書類において、適正処理が確認できない工事が散見されます。

つきましては、下記のとおり注意事項をまとめましたので、廃棄物処理法の遵守及び適切な工事書類の作成を徹底していただくようお願いいたします。

記

1 産業廃棄物の適正な処理について

- (1) 建設工事から排出される産業廃棄物は、元請業者自らが適正に処理するか、許可を持つ産業廃棄物処理業者に処理を委託すること(廃棄物処理法第十一条及び第十二条)。
- (2) 建設工事に伴って発生する使用材料の空袋や空缶など(有価物を除く)も、産業廃棄物として、原則当該工事の一環として適正に処理すること。
なお、保管する場合は、元請業者が、廃棄物処理法で規定される「保管基準」を遵守し、適正に保管すること。
- (3) 保管する場合において、適正な保管状況が分かる写真等を提出すること。
- (4) 「再生資源利用促進計画書(実施書)」の作成対象となっている工事については、適切に入力すること。

2 産業廃棄物の適正な運搬について

- (1) 産業廃棄物を運搬する車両は、両側面(車体の外側)に産業廃棄物の収集運搬車である旨等の表示をするとともに、運搬中の産業廃棄物に関する情報等を記載した書面等を携帯すること(廃棄物処理法施行令第六条第一号イ、同法施行規則第七条の二の二)。
- (2) 産業廃棄物収集運搬業者による運搬は、管轄の自治体への許可申請で届出した車両を用いること。

3 問合せ先

本通知について：技術監理局検査課 TEL：582-2038

廃棄物処理法について：環境局産業廃棄物対策課 TEL：582-2177